

特別金利定期預金 規定

預金について

- ① 本定期預金は「特別金利定期預金」と称します。
- ② 本定期預金の預金対象者は個人の方に限ります。
- ③ 本定期預金のお預け入れ期間は1年（単利型）・3年（半年複利型）となります。
- ④ お預け入れ金額は1契約100万円以上の新しい資金でのお取り扱いとなります。
- ⑤ お預け入れ時の「特別金利定期預金」の利率を満期日まで適用します。
- ⑥ 本定期預金は自由金利型定期預金であり、自動継続定期預金にてお預かりいたします。
自動継続時は満期時の「ベストパートナ定期預金」の利率を適用します。
- ⑦ お取り扱い期間は、2025年11月17日から2026年2月20日までとします。
- ⑧ 募集金額に到達した場合は、取扱期間中であってもお取り扱いを中止することがあります。
- ⑨ 取扱期間中でも金融情勢等の変化等により、予告なく内容の変更や取り扱いが中止となることがあります。
- ⑩ この規定に定めのないものについては当組合が別途定める「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定」によるものとします。

2025年11月17日現在
横浜幸銀信用組合

（ご参考）

「特別金利定期預金」は預金保険制度の対象であり、同保険制度の範囲内で保護されます。

預金保険制度の詳細につきましては、預金保険機構ホームページにてご確認ください。

（<https://www.dic.go.jp>）